

農 第 219 号  
令和6年6月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

関市長

市町村名 (市町村コード)	関市 (21205)
地域名 (地域内農業集落名)	関中央地域 (下有知)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業を従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	209.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地利用は、農業を担う者である農業者が担い、営農組織の設立、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

・農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

・市道幹1-34号線西側の水路を改修をする。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・環境保全活動と一緒に農地を守っていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】